

## 文教厚生常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。  
令和3年12月22日(水) 午前8時56分
- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	平原志保君	副委員長	山口仁美君
委員	野村和人君	委員	竹下智行君
委員	久保史睦君	委員	川窪幸治君
委員	阿多己清君	委員	前川原正人君
- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。  
なし
- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。  
なし
- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	林 康治君	保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策室長	砂田良一君
保健福祉政策課長	川畑信司君	長寿・障害福祉課長	堀之内幸一君
横川長安寮寮長	田中和久君	保健福祉政策課主幹	森山勇樹君
長寿・障害福祉課長兼福祉G主査	山元克己君	保健福祉政策課政策G主任主事	姫野貴之君
- 6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。  
なし
- 7 本委員会の書記は次のとおりである。  
書記 水迫由貴君
- 8 本委員会の事件は次のとおりである。  
議案第102号：霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について  
議案第109号：財産の処分について
- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前 8時56分」

### ○委員長(平原志保君)

ただいまから文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る12月16日に本委員会に付託されました議案2件の審査を行います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づいて進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。それでは横川長安寮の現地調査を行います。ただちに警察署側ロータリーに御集合ください。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 8時57分」

「再 開 午前11時00分」

### ○委員長(平原志保君)

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま現地調査が終わりました。

△ 議案第102号 霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について及び

△ 議案第109号 財産の処分について

### ○委員長(平原志保君)

次に、議案第102号、霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について及び議案第109号、財産の処分について一括して執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長(林 康治君)

先程の現地調査はどうもありがとうございました。それでは議案第102号、霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について概要を御説明いたします。本議案は、霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づき、令和4年4月から養護老人ホーム横川長安寮を民営化することに伴い、同条例を廃止しようとするものです。また、今回の民営化に当たり、同施設の建物を、移管先の社会福祉法人に無償で譲渡するため、議案第109号、財産の処分についてを併せて提案し、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、保健福祉政策課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉政策課長(川畑信司君)

はじめに議案第102号について御説明いたします。本議案は平成24年7月に策定し、本年4月に改訂いたしました霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づき、養護老人ホーム横川長安寮を民営化することに伴い、その根拠条例であります霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止しようとするものです。本市では、市町村合併当初3施設あった養護老人ホームのうち、これまでに国分舞鶴園及び日当山春光園の2施設を民営化しており、今回も同様の手順でプロポーザル方式による公募を行い、横川長安寮入所者の親族代表や学識経験者等で構成する霧島市立養護老人ホーム民営化選考委員会において移管先法人の選考を行いました。公募に対して2法人から応募があり、選考委員会による審査の結果、移管先として、社会福祉法人豊生会が適当であるとの報告をいただいたことから、同法人を移管先として決定したところでございます。なお、経営移管の時期は令和4年4月1日を予定していますが、これまでの民営化の際と同様に、支障なく引継ぎができると判断した時点で改めて本条例の施行日を定めることとしており、施行日については、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定めるとしてあります。次に、議案第109号について説明いたします。今回移管する横川長安寮の建物については、昭和57年の建設から39年が経過し、今後の修繕に多額の経費を要することが見込まれることから、移管先法人に無償譲渡することとしてあります。なお、土地については、不動産鑑定の結果を基に、1,225万8,274円で譲渡することとしてあります。以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(平原志保君)

執行部の説明が終わりました。これより、議案第102号及び議案第109号について一括し質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(竹下智行君)

ちょっとお聴きしたいんですけども、長安寮から特別養護老人ホームに入所される方がいらっしやと思うんですけど。基本的に要介護2までとお聴きしましたので、要介護3以上になると特別養護老人ホーム等に入所されると思いますけれども、年間どれぐらいの方が特養のほうに入所されるのか。そこがわかればまた教えていただきたいと思うんですけど。

○横川長安寮寮長(田中和久君)

現在、長安寮におきましては、介護度2までの方が入所しているところでございますけれども、介護度3以上の方につきましては、当然、養護老人ホームの決定からしますと、入所、生活出来ませんので、特別養護老人ホームに転所、あるいはどうしても生活がちょっと出来ないような方については、病院での入院という形になります。例えば介護度2の方が、何らかの不調で病院に入院されて、入院中に介護度3になった場合、長安寮を退所、特養があいてましたら特養に入所ということになりますけれども、現在長安寮におきましては、年間ゼロか1人という状況になっていると思っております。数はたくさんいないということでございます。

○委員(前川原正人君)

まず議案第102号のほうから。廃止をするということによるわけですけども、廃止をする場合、

行政財産は廃止が出来ないわけですね。行政財産を普通財産に変えて、そして、売却なり私権を設定するというふうに、法の規定は自治法上なってるわけですけど、自治法の第238条の4の規定の中で、この4項に定めるものを除くほか、交換、売り払い、譲与、私権を設定出来ないということがうたわれているわけですね。そうすると、4項目を除くということで、あくまでも限定的に法律は求めているわけですけども、今回、これを廃止をするに当たっての、ここの4項目以外という点ではどのような理解をすればよろしいのかお示いただけますか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

先日の議案質疑のときにも答弁したかと思うんですけども、今回この廃止条例を出しまして、それを可決いただいた後に、売買なりの手続を踏んでいきたいと考えているところです。

○委員（前川原正人君）

だから、4項目以外でなければ、廃止出来ないわけですよ。法が求めているのは。そのことに対する内容について、どう把握をしているんですかという問いです。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

廃止条例を可決いただいた後に普通財産といたしまして、売買ないし契約をさせていただきたいと考えているところです。

○委員（前川原正人君）

そこまでが限界だろうと思います。もう一つは、この民営化に至るまでの、いわゆるこの長安寮の問題というのは、これはもう合併をした当時からちゃんと環境整備をやって、入居者をしっかりと集めるといふそういう行政の努力も必要ではないのかと。そういう今までの経緯があるわけですね。そうしたときに、行政としてどういう努力をしたのかということが、この間求められたわけですけど、どのような努力をされてきたのかお示いただけますか。

○横川長安寮寮長（田中和久君）

長安寮の入所者につきましては、合併当初、定員60名に対し五十七、八、ほぼ定員の方が入所されてました。年々入所者が減ってまいりまして、今年の12月1日現在で22名と入所者となっております。その間、市としまして、横川地区の包括支援センターとも連携をとりながら、養護老人ホームに入所できる方の掘り起こしの情報交換、あるいは霧島市の市報等に長安寮の入所の募集をかけたたり、あるいは横川地区に限らず、自治会の放送等で入所者の募集というのを行ってきたところでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、先ほど現地も見させていただいたわけですけども、今、職員さんが何名でそれからほかのスタッフの皆さんですね、どのような状況なのかお示いただけますか。

○横川長安寮寮長（田中和久君）

現在、長安寮の職員数につきましては、私、施設長はじめ16名の職員で運営しております。内訳につきましては、市職員が2名、会計年度任用職員が14名。その14名の内訳につきましては、生活相談員が1名、看護師1名、栄養士1名、支援員5名、調理員6名の計14名、合わせて16名の職員で運営しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

そうしますと全体で今16名ということで、職員さんについては身分が保障されるわけですけど、要は、あとの会計年度任用職員以下の人たちの処遇ですね。この辺についてはどのようになっていくのか。また、今回の廃止による説明責任というのが問われるわけですけども、その辺についての職員以外の方たちへの説明はどのようになっているのかお示いただけますか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

会計年度任用職員への説明につきましては年度当初にも行いまして、つい先日も説明を行ったところでございます。それで、会計年度任用職員の任用につきましては、募集要項を募集したときの募集要項に、現在勤務する会計年度任用職員のうち、就労を希望する者については、全て移管後の

横川長安寮で採用することということを条件としております。なお、具体的な就労条件等につきましては今後個別に面接などを実施し、移管先法人の就業規則、給与規程に照らし、これまでの経験年数、資格等に基づき決定されることになるものと考えております。なお、今回の民営化の法人豊生会、先ほどありました豊生会につきましては、平成30年度から日当山春光園を民営化し、運営している法人でございます。当時、移管を希望された会計年度任用職員の全ての方をその法人の職員として当時採用しておられます。

○委員（前川原正人君）

それと、もう数点あるわけですが、先ほど口述書のほうで、不動産鑑定をいわゆる鑑定評価ですね、これをして、1,225万8,274円で移管先法人にお願いをするという、あくまでも予定ですので、こういう方向になっていくんだろうと思いますが、建物については無償譲渡ということですが、建物についての鑑定評価は出てるんですか。出ていけば、大体どのぐらいの価格になっているのかお示いただけますか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

横川長安寮の建物につきましては、不動産鑑定を行っております。そのときの建物価格は2,870万円という評価額が出ております。

○委員（前川原正人君）

要するに私は何が言いたいかというと、確かにその老朽化は進んでいって、今後手を入れると金も掛かるであろうというそういう配慮のもとで、建物については無償譲渡にされるんだろうなど。しかし、土地の部分については鑑定評価のとおりで、1,225万円なりのお金で6か月をたたない間にやれるということに、そういう諮問だったりとか、何ていうんでしょうね、議論をするそういうセッションでのそういう結論が出たという理解でよろしいですか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

民営化実施計画におきましても、建物については無償譲渡も含むというような実施計画になっておりますので、その実施計画に基づいて無償譲渡としてしているところです。それと現在まで先ほどもありましたように、既にもう2園、舞鶴園、春光園、民営化してきました。そのいずれも無償譲渡という形で建物につきましては、そのような形で処分をしているところでございます。

○委員（阿多己清君）

現場のほうで、定数60名で今22名ということで説明を受けましたけれども、ここをもう一度、この部屋でまた説明をいただけますでしょうか。そして、現在、五十七、八名の頃もあったという先ほど答弁をいただいたところですが、ここらのこの近年における入所者数といましようか、そこらの状況も含めて教えてください。

○横川長安寮寮長（田中和久君）

今年の12月1日現在での長安寮の入所者数につきましては、定員60名に対し22名が入所されております。内訳につきましては男性10名、女性12名、それから霧島市外からの入所の方が、伊佐市が2名、湧水町が5名、残り15名が霧島市内の方となっております。それから合併当初の入所者が定員ほぼいっぱいいたということで、現在におけるまでの入所者数の計につきましては、平成17年11月7日合併当日においては、60名に対し入所者59名、あと1年ごとの表がありますが、読上げ――飛び飛びでいいですか。はい。平成20年4月1日で51名、平成25年4月1日で33名、平成30年4月1日で22名、現在も22名という計になっているところでございます。

○委員（阿多己清君）

現在、現場のほうで30室という説明を受けたところでございますが、2人部屋の60人という状況であるんですが、現在、1人当たりのスペースといましようか、そこらの基準がわかれば教えてください。また今後、みゆき苑さんが引き継いでいただくということになるんでしょうが、この1人部屋になる計画なのか、そこらのみゆき苑さんの計画がわかれば、教えられる部分は教えてください。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

まず最初の1人当たりの平米数ですけれども、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準というのがございます。その基準の中で、入所者1人当たりの床面積は10.65㎡と規定がされております。それ以上であることということが規定してあります。次のみゆき苑のほうで建て替えるのかというような内容の質問だったと思いますけれども、民営化選考委員会のプロポーザルにおきまして、そこに理事長さんが出席しておられました。理事長さんがその中で、現地でできれば完全個室の養護老人ホームを建て替えたいというような発言がありまして、プロポーザルに関する資料の中にもその辺のことも、うたってあるところでございます。

○副委員長（山口仁美君）

委員長交代します。

○委員長（平原志保君）

今の10.65という数字なんですけれども、これは今の2人部屋になっている部屋の中の広さの片方で考えればいいですか。それとも共有スペースとかも含めた面積の10.65なんですか。ちょっと教えてください。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

今、基準の入所者1人当たりが10.65です。それを2人目で作った場合ですね、10.65を単純に倍した面積が必要であるということになるかと思います。

○委員長（平原志保君）

では、あくまでもこれは個室の広さということでもいいんですね。現地の個室の中で、保っている広さということでもよろしいのでしょうか。

○横川長安寮寮長（田中和久君）

今答弁しました1人当たりの面積10.65㎡というのは、1人の方が占有する面積なので、今の長安寮の部屋自体については、この10.65㎡×2の広さ以上あるということになります。

○委員長（平原志保君）

よく保育園とかでも共有スペースとかの面積も入れて、子供たちの1人当たりのスペースというのを計算したりするじゃないですか。だからこういうところもその共有スペースの部分も入れての部屋のスペースだったのかなと思ったところでした。ではお部屋では10.65㎡というのが確保されているということでもいいんですね。はい、わかりました。

○副委員長（山口仁美君）

休憩します。

「休憩 午前11時24分」

「再開 午前11時26分」

○副委員長（山口仁美君）

再開します。

○委員長（平原志保君）

この10.65というのは、あくまでも居室の中での広さ、1人当たりの広さということでもよろしいですか。

○横川長安寮寮長（田中和久君）

1人当たりの面積の10.65㎡は居室の中での1人の面積を現在確保しているところです。長安寮の床面積については、この1人当たり10.65㎡を確保しているということでございます。

○委員長（平原志保君）

委員長を交代します。ほかにないでしょうか。

○委員（阿多己清君）

今、居住スペースは基準を満たしているということでありましたけれども、現在、長安寮は30室しかない状況であるんです。それで、豊生会のほうで受けられて、多分、定数に近い状態で運営を

されないといけないのかなという思いもあるんですが、そこらは完全個室を理事長は思っておられるんでしょうけれど、現場がそういう30人を超えた場合、2人部屋になると思うんですけども、そこらは心配はないんでしょうか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

先ほど申し上げましたように、当分の間は今の施設を継続して使っていられると考えております。それで県の補助事業等を活用されまして、現地に建て替えるという先日の理事長の発言がありまして、現地で完全個室の建物を造られると考えております。それで、原則、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準で申しますと、居室の定員というのがございます。その中で、一の居室の定員は、1人とすると。ただし、入所者の処遇上必要と認められる場合は2人とするというような基準もございますことから、今後建て替えられる場合につきましては、個室で建て替えられるものだと考えているところです。

○委員（前川原正人君）

今回の民営廃止とその法人への譲渡ですけど、一つの根拠となっているのが霧島市保健福祉施設民営化実施計画と。これは平成24年7月に策定をされているわけですけども、今の話の中で、この入所者への配慮についてということで、設置基準どおり、原則一人部屋とするよう努めてくださいと。こういう提言が出されてるわけですよ。ただ、一番の問題は、それは入居者さんたちの一つの意向だったり思いだったり様々あるとは思いますが、逆に言うと、移管先法人に移った後でですね、今度は市の権限というのはなかなか難しさも出てくると思うんですね。そこがどこまで担保されるのかという点についてどうお考えなのかお聞きをしておきたいと思えます。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

今、養護老人ホームを運営しているそのものを現状のまま引き継いでいただくものと考えているところです。

○委員（前川原正人君）

そうですね。引き継いでいくんです。それは条例を廃止をすれば霧島市の手から離れるわけですよ。移管先法人が受けるわけです。そうすると、移管先法人がどのようにしても霧島市としては、あくまでも基準設置上では指導という形で行政指導を入れることだってできるわけです。でも、この提言の中では一人部屋としてくださいよということで努めてくださいと努力規定になっているわけですよ。どこまで行政がそこを言及できるのかということです。逆に言えば、悪く言えば、いやもううちの法人ですので、なんで市がそんなに口出しするんですかと言われてももう何も言えないわけですよ。その辺がどこまで権限が及ぶのかなという、そういうことです。お願いしか出来ないのかと。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

先ほども阿多委員のほうからあったように、設置基準では原則一人部屋とするという設置基準がございまして。それと先ほども申しましたように、今、移転して松永のほうに新しく造られた春光園につきましては、完全個室トイレ付きと冷暖房別というような完全個室で造っていらっしゃいます。春光園につきましては、今、寮長のほうからもあったように、移管前は大体定員の30名ぐらいで推移してきております。それで令和2年4月から、新しく春光園を松永のほうで移転、建て直して完全個室にされました。その法人さんが、今の状況につきましてはほぼ満室と。つい先日までは待機もあったということでお聞きしております。やはり個人個人の尊厳への配慮、その辺も大変重要になってくるのではないかと考えていることから、個室を造っていただけるものだと考えているところがございます。

○委員（阿多己清君）

行政はやはり関与していくと私は認識しているんですけども、養護老人ホームの措置ですかね。その部分は変わらず市のほうで責任を持ってやっていくということで理解してよろしいですか。ただ運営そのものは民間法人がやるけれども、どうでしょうか。そこらを教えてください。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

今、阿多委員が言われるように、その入所者の判定会につきましては、市のほうで入所判定会を行いまして措置をするということになりますので、今と何ら変わることはないと考えております。

○副委員長（山口仁美君）

確認だけなんですけど、先ほどの1室1名か2名かということなんですけれども、原則1室1名なんですけど、もし入所をされる方のほうで希望があれば、2人で1室を使うということもあり得るという理解でよろしいですか。

○横川長安寮寮長（田中和久君）

今、御質問のあったとおり、新規入所者の方が御希望で本人が1人ではちょっと不安だという場合もございますので、その場合は相室をお願いしたいということも過去ありましたし、逆に、2人ではちょっとという方もいらっしゃいましたので、その方については1人で部屋を使っただくということも現在しております。

○委員（川窪幸治君）

先ほどいろいろ出てるんですけども、これまで2園、舞鶴園さんと日当山春光園さんですかね。民間に譲渡されたわけですけども、それぞれの法人が健全な経営を行っているとは思ってるんですけど、今の現状として、そういうトラブル等がなかったのか。そこでまたデメリットだったというような反省点とか、もしありましたら御紹介ください。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

移管後にそのデメリット、大きなトラブルというのは特に聴いてはございません。何もなかったと思ってるところです。それで、日当山春光園を民営化した後6か月ぐらいした後にですね、入所者にアンケートをこちらのほうで採っております。そのアンケートの結果がですね、28名の方からアンケートを採ったんですけども、現在の日当山春光園に満足してますかというアンケートを採ったところですね。28名中、大変満足という方が10名、おおむね満足という方が10名、どちらでもないという方が7名、やや不満という人が1名。入所者のアンケートの結果から分かるように、民営化に移管した後についても、入所者の皆様については大変満足していらっしゃるというふうに考えているところです。

○委員長（平原志保君）

ほかないでしょうか。すいません、ちょっと休憩します。

「休 憩 午前11時36分」

「再 開 午前11時37分」

○委員長（平原志保君）

再開します。ほかないでしょうか。ではないようなので、以上で議案第102号及び議案第109号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時38分」

「再 開 午前11時39分」

### △ 議案処理

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理に入ります。議案処理は、議案番号順に行います。議長は討論・表決に入れないということなので、席を外れます。

### △ 議案第102号 霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について

○委員長（平原志保君）

まず、議案第102号、霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようなので、以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第102号、霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について、反対の立場から討論に参加をいたします。今回の条例改定は、廃止でございますけれども、2012年（平成24年）7月に策定をされました霧島市の保健福祉施設民営化実施計画に基づいて横川長安寮を廃止するものでございます。また、議案109号で同施設の建物を無償譲渡し、土地については社会福祉法人に1,225万8,274円で有償譲渡するという内容でございます。これまで行政が責任を負ってきた国分舞鶴園、日当山春光園が民営化をされまして、今回の横川長安寮の民営化で霧島市の老人福祉施設は全て民営化されることとなります。これらの施設は、措置として社会福祉法だったり老人福祉法によりまして公が責任を負ってきた施設でもございます。今後、老朽化した施設の修繕費等に係る経費が増大することも否めない事実ではございますけれども、民営化の背景には、民間ができることは民間にというこれまで国が進めてまいりました三位一体の改革に基づき進められ、措置運営費として国・県の補助金が廃止をされて、そして地方交付税への一般財源化によりまして、自治体の負担することに変更されてきた大きな背景があると思います。これまで行政の責任で運営してきた行政財産は市民の財産でありますし、効率化を重視した民営化ではなく、行政の責任と公の施設としての責任を果たすべきであるということを指摘をして、私の反対討論といたしたいと思いません。

○委員長（平原志保君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（川窪幸治君）

私は議案第102号、霧島市養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について、賛成の立場で討論いたします。これまで市立の養護老人ホームは3園ありました。その中で平成24年7月に策定された霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づき、年次的に民営化が進められてきております。今回の横川長安寮の民営化で最後になるわけですが、今回の引受先の法人は、平成30年度に日当山春光園を受け継いでいただいております。今では松永地区において健全な運営がなされております。私が賛成する理由としては、今回の法人豊生会は、何よりも、本市で多くの施設を設置し運営される総合的な福祉サービスを展開し、その経験と信頼度は大きなものと考えます。また、現在の利用者においても、これまでのノウハウで、利便性や福祉サービスの向上につながるものと考えます。また、職員の皆様への説明も行い、配慮がなされているものと考えております。したがって、本案は可決すべきものと申し上げ、委員皆様の御賛同をお願いし、私の討論を終わります。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で討論を終わります。採決します。議案第102号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者5名、賛成多数と認めます。したがって、議案第102号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

## △ 議案第109号 財産の処分について



○委員長（平原志保君）

次に、議案第109号、財産の処分について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第109号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに異議はありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

はい、ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第109号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者5名。賛成多数と認めます。したがって、議案第109号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### △ 委員長報告に付け加える点

○委員長（平原志保君）

次に、委員長報告に付け加える点の確認ですが、御意見はありませんでしょうか。この委員長報告に付け加える点というのはですね、委員長報告というのを最終日にやるんですけども、委員長報告は委員長報告として報告するんですが、その最後の部分として、委員長として付け加える点ですね。皆様の御意見の部分で特に――。よくある部分としては、この分を御配慮くださいとか、そういうことをつけ加えたりしてるものなんですけれども、特になければこちらにお任せいただければ、委員長報告については、私のほうで集約して報告するということになるんですけども。特にこの一言というものがなければ、御一任いただけますか。

○委員（川窪幸治君）

今、賛成討論で私もちょっと言い忘れたんですけど、議論の中で出たんですけど、やはり入居者の配慮をですね、やはりしっかりしていただくというようなことをつけ加えていただけるといいかと思います。

○委員長（平原志保君）

具体的にすみません。入居者の配慮というのは――。

○委員（川窪幸治君）

生活環境というか、皆さん高齢者の方ですので、やはり、もう最後になるかもしれないわけですから、しっかりその辺はですね、皆さんが笑顔で過ごせるような環境づくりに努めていただきたいと思います。

○委員長（平原志保君）

はい。わかりました。それでは、そのようなのを入れていきたいと思いますがよろしいですか。

〔「異議なし」「委員長一任で」と言う声あり〕

ではそのようにいたします。以上で、審査のほうは終わりたいと思います。

### △ 閉会中の所管事務調査

○委員長（平原志保君）

次に、閉会中の所管事務調査についてですが何か御意見はないでしょうか。議会が終わってからの、閉会中と言うんですけども、そのときに所管事務調査、うちの委員会としてのやるというものを、何か。3月議会までの間にテーマがあれば。ただちょっと時間的なものは厳しいかなと思う

ので。ちょっと休憩します。

「休 憩 午前11時49分」

「再 開 午前11時49分」

○委員長（平原志保君）

再開します。それでは閉会中の所管事務調査なのですが、文教厚生常任委員会の所管事項についてと提出したいと思いますが、一応それでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

何かありましたらそのときにやりたいと思います。それではそのようにいたします。以上で、閉会中の所管事務調査については終わります。

#### △ その他

○委員長（平原志保君）

次にその他としてですが、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようですので、本日の日程は全て終了しました。以上で、文教厚生常任委員会を閉会します。

「閉 会 午前11時50分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

平原 志保